
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
(DBO)
対 面 的 対 話 の 結 果

令和元年5月31日

さいたま市

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
1	入札説明書	33	第7章	8	(6)	飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案について	評価の対象となる「発生量」「運搬及び処分等に要する費用」については、貴市の経済負担等が少なくなる提案が評価されるという認識でよろしいでしょうか。	評価に関する内容は、回答できません。市としては、物質収支に基づいた正確な発生量を求めています。
2	入札説明書	33	第7章	8	(6)	飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案について	「運搬及び処分等に要する費用」について、資源化するより最終処分の方が安価な場合に、最終処分の方がよいという評価にはならないと想定しておりますがいかがでしょうか。	評価に関する内容は、回答できません。
3	入札説明書	33	第7章	8	(6)	飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案について	飛灰を資源化する場合に、県内優先とされている理由をご教示ください。	県内が埼玉県清掃行政研究協議会の取り組みを優先しています。県、県内の市町村及び一部事務組合がシステムを立ち上げているため、市としては、それを尊重しています。
4	入札説明書	49	別紙3	4	(2)	改定の条件	貴市の指定される指標においても7月の指標公開については、入札提案書の提出期限の7月5日を超えてしまうことから、入札時の指標については7月5日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とさせていただきます。	入札説明書のとおりですが、7月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とは、改定のための確認を(1)物価変動等の指標に示す12ヶ月の平均値を当該指数とするもので、入札時の指標として定めていません。第1回目の改定における前回改定時の指数は、注2)のとおりであり、契約締結年度の4月から3月の平均値になります。
5	要求水準書	5	第1編	第3章	3.2.1	事業予定地の概要	要求水準書の添付資料1「敷地平面図」に記載されている「新施設整備範囲」に関して、現地にて確認したところ、市道21768号線側の「新施設整備範囲」に示されている敷地境界線と市道の間には100cm程度の水路がありました。この水路部分は市様で整備されるボックスカルバートにより、市道と同一レベルで整備されるのでしょうか。そうでない場合、水路は本事業範囲外となるため市道から新たに進入路を設けることができません。この水路は道路である可能性や水利権の問題によって架橋等が設けられない可能性があります。進入路を計画する場合は、さいたま市さまにて100cmの間の取付道路等の工事を行っていただけののでしょうか。もしくは事業者にて工事を行えると考えてよろしいでしょうか。	市の施工は原則、出入り口を除き市道と同一レベルではなく、原則現況レベルで工事完了となります。事業者にて高さを調整する場合は、底地を管理している北部建設事務所 土木管理課と構造物管理者である農業環境整備課と落札後に協議が必要となります。
6	要求水準書	6	第1編	第3章	3.2.6	(1) 開発行為	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）p.13 No. 2-17の回答に「緩衝帯5mの配置は関係機関との協議によります」と記載されています。解体工事期間中、竣工時は緩衝帯とする部分をAエリアの各種駐車場としてもよろしいでしょうか。また、それが認められない場合には、Bエリア内にAエリアのための各種駐車場を設置してもよろしいでしょうか。	関係機関との協議によります。なお、提案段階でも窓口相談は可能なため、事前連絡のうえ相談してください。
7	要求水準書	6	第1編	第3章	3.2.6	(1) 開発行為	5mの緩衝帯については、解体期間中に一部通路として使う等は、認められますでしょうか。	関係機関との協議によります。なお、提案段階でも窓口相談は可能なため、事前連絡のうえ相談してください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
8	要求水準書	7	第1編	第3章	3.2.6	(4)道路基準	Bエリア解体期間中の駐車場として、Aエリア敷地境界部に外部から直接出入りできる駐車場を設置してもよろしいでしょうか。	関係機関との協議によります。なお、提案段階でも窓口相談は可能なため、事前連絡のうえ相談してください。
9	要求水準書	8 15 240	第1編 第2編 第3編	第3章 第1章 第1章	3.3.1 1.1.4 1.2.6	事業スケジュールの概要 表1-3 事業スケジュール(案) 建設事業者の業務概要 (5)オ環境影響評価書の遵守 環境影響評価書の遵守	表1-3 事業スケジュール(案)では、事後調査は2020年度から2027年度まで実施することになっていますが、入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)p.18 No.2-50にて、「環境影響評価の事後調査(2022年度～2027年度末)までは市にて実施します。」とあります。事後調査(2020年度～2021年度)は事業者にて実施すると考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価の事後調査(2020年度～2027年度末)までは市にて実施します。
10	要求水準書	14	第2編	第1章	1.1.4	(5)ア 事前調査	家屋調査範囲を閲覧資料14にてご提示いただきましたが、具体的な家屋調査対象となる民家等及び農業用排水路についてご教示ください。	家屋調査範囲は、工事関連車両の搬出入車両ルートの道路に隣接している民家等と農業用排水路が調査範囲となります。詳細は契約後、受注者の搬出入車両ルートを確認のうえ、市との協議により決定します。
11	要求水準書	34	第2編	第1章	1.3.11	表2-34 保管設備	雑がみは保管設備に含まれていますが、事業者とリサイクルの作業区分をご教示下さい。	雑がみは保管設備に含まれますが、本事業の運営事業者の所掌となります。事業者がプラットホームに保管した雑がみは、市の委託業者が積み込み、搬出を行います。
12	要求水準書	40	第2編	第1章	1.5.6	許認可	添付資料13に示された事業工程では、開発協議が開始される2020年7月から、サーマル本体の確認済み担保とした仮設許可申請済みまで10ヶ月しかありません。過去実績に基づけば、相応の官民相互の協力なしには工程を遵守できないと危惧しております。当グループとして最善を尽くしますが、それでも許認可側の事由により遅れが生じる場合には、工期等について協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	開発の事前相談は契約後直ちに行うなど、工期遵守をしてください。添付資料13は、想定工程であり、関係機関との協議により日数の増減があると想定していますが、許認可側の事由による工期延長等は考えていません。なお、契約前でも窓口相談は可能なため、事前連絡のうえ相談してください。
13	要求水準書	42	第2編	第1章	1.5.12	試運転	高効率ごみ発電施設の試運転は原則180日程度とありますが、3炉構成である点や週休2日を考慮すると180日では難しいと考えます。試運転期間に関しては、竣工時期を遵守する前提で事業者側の提案をお認め頂けないでしょうか。	竣工時期を遵守する前提であれば、180日以上でも構いません。
14	要求水準書	43	第2編	第1章	1.5.12	(2)オ 建設事業者の費用負担	マテリアルリサイクル推進施設の試運転で発生する資源物の運搬・処分費用は建設事業者の費用負担となっていますが、カレットは事業者による資源化は難しいです。資源物を産廃として処理するのを避けるためにも、選別後のカレットで品質が基準を満たしていると認められたものについては、貴市に引取りをご対応頂けないでしょうか。	市で現状引き取りを行っている業者を紹介することは可能です。また、既存施設側の費用が上がることがないように事業者側で費用負担するのであれば、既存施設への持ち込みについて協議することは可能です。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
15	要求水準書	46	第2編	第1章	1.7.3	性能保証	建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行うとありますが、サーマルエネルギーセンターの竣工前は既設工場も稼働しており、性能試験期間中の騒音・振動等の適切な評価が難しいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。	性能試験時には、極力、既存施設の停止等の措置を検討しますが、同時稼働の可能性もあるため、既存施設操業時及び停止時の騒音・振動等の調査を行い、適切な評価を行ってください。
16	要求水準書	60	第2編	第2章	2.1.1	(10)	車両の入口については、敷地東側(市道21787号線)を除き、提案とするとありますが、既設解体工事期間に限定し、見学来訪車(大型バス等)の出口として敷地東側を利用する提案は可能でしょうか。また、工事車両の出入口として敷地東側を利用する提案は可能でしょうか。	敷地東側は、既設解体工事期間も含め、見学者等の出入口の設置は認められません。工事車両の出入口の設置は可能です。
17	要求水準書	60	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線	設計・建設業務終了後のBエリアの活用方法について、実施方針に記載のあった公園設置がなくなった経緯と市民への開放を想定しているかについて、ご教示ください。	関係機関と市の協議において、開発に伴う公園の設置は不要となったため、公園設置の規定は削除しました。市民への開放については、開かれた施設とするための公園設置等の提案は可能です。ただし、利用者の安全性確保、適正な維持管理、災害時の活用が可能なものとしてください。
18	要求水準書	60	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線(12)	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)p.24 No.2-93にて「平成31年度中に現在の電柱を敷地内に市にて移設します」とあります。電柱を敷地内に移設される理由についてご教示をお願いします。また、再移設が可能でしょうか。	既存電柱の敷地内への移設は、関係機関(北部建設事務所 土木管理課)との協議による指導となっています。移設位置は、境界から1m敷地内に設ける予定としています。また、再移設は可能ですが、関係機関との協議が必要となります。
19	要求水準書	61	第2編	第2章	2.1.2	(1)ア	「特定適正処理困難物の手数料の徴収を除き、渋滞解消のための異なる方法の提案を妨げるものではない」とありますが、直接搬入車が計量機を使用せずに別の場所で荷下ろしする運用方法を提案してもよろしいでしょうか。	直接搬入車は100kg未満の場合に無料となりますが、その判断が目視ではできないため、計量は必要となります。なお、計量方法については、混雑緩和の提案を可とします。
20	要求水準書	64	第2編	第3章	3.1.5	地震対策(4)	耐震設計にあたって参考とすべき基準類として「火力発電所の耐震設計規程(指針)(主に機械設備)」とある一方で、「プラント設備等は建築の分類と同等のレベルの耐震性を確保する。なお、大型機器の支持架構である…は、保有水平耐力計算を行い、建屋建築構造と比較すること。」との指示もあります。ボイラ架構及び蒸気復水器架台等の耐震設計の考え方について確認させて下さい。	「火力発電所の耐震設計規程(指針)(主に機械設備)」が基本となりますが、大型機器の支持架構は、建屋建築構造と同等の保有水平耐力計算を行い、建築構造と同等以上であることを確認したうえで、市の承諾を受けるものとしてください。
21	要求水準書	68	第2編	第3章	3.2.3	プラットホーム(6)ス	「ランプウェイ方式を採用する場合、プラットホームは2階設置とする」とあります。ランプウェイ方式を採用した場合でも1階部分をプラットホームとして活用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
22	要求水準書	70	第2編	第3章	3.2.8	(5)ウ 有効容量	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)p.27 No.2-109にて「貯留時のごみの安息角を考慮した容量を除外」とあります。除外範囲をご教示ください。	シュート部は、垂直ではなくシュート下面から安息角を考慮し、投入扉下面の水平線以下まで貯留するものとしてください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
23	要求水準書	109	第2編	第3章	3.10.1 3.10.2 3.10.3	灰冷却装置 落じんコンベヤ 灰搬出装置	要求水準書には「落じんコンベヤ」と「灰搬出装置」がそれぞれ記載されていますが、要求水準書に示される内容と同等以上の性能が確保できることを前提に落じん灰と焼却灰を同じコンベヤで搬送してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
24	要求水準書	123	第2編	第3章	3.15.12	説明用実物展示	「蒸気タービン、ごみクレーンケットを見学者が触れることができるように整備して屋内に展示する」とあります。鋭利部分など危険な部分には直接触ることができないようにするなどの対応としてよろしいでしょうか。	鋭利な部分を研磨するなど、原則として、触れる構造としてください。
25	要求水準書	153	第2編	第4章	4.8.3 缶類手 選別コ ンベヤ	(5)ウ コンベヤ 幅	手選別コンベヤ有効幅500mmのご指定ですが、コンベヤ有効幅を1,000mm程度とし、中央部に仕切り板を設けることで手選別有効幅を500mm程度ずつとする提案は可能でしょうか。	提案を可とします。
26	要求水準書	175~177	第2編	第5章	5.2.3 計装機 器	(4)ITV装置 表2-51,52 カメラ設置場所	カメラ設置場所リストを参考とし、同程度もしくはそれ以上の仕様・箇所に設置することと要求水準にあります。表のカメラ設置場所リストをベースとし、事業者が提案する実用的な台数の提案しても宜しいでしょうか。また監視対象設備がない場合は設置は不要としても宜しいでしょうか。	実施設計時の協議とします。提案時は要求水準書と同程度もしくはそれ以上としてください。
27	要求水準書	190	第2編	第6章	6.2.7	表2-59 内部仕上げ表	大会議室の床について、タイルカーペット仕上げとありますが、多目的に使用するために異なる仕上げとしてもよろしいでしょうか。	表2-59は大会議室の床に限らず参考として示したものです。実施設計時に協議を行い、市の意図・目的等が達成できたうえ、同等の機能を有すること及びその合理性等を事業者にて証明し、市が承諾した場合には提案可能です。
28	要求水準書	194	第2編	第6章	6.2.9	タ	「・・・大会議室での説明受講30分、高効率ごみ発電施設見学40分、マテリアルリサイクル推進施設20分を目安とし・・・」（合計90分）とありますが、120分程度の時間を要してもよろしいでしょうか。	問題ありません。ただし、見学の説明に必要な人数を配置してください。
29	要求水準書	195	第2編	第6章	6.2.10	(2)ア(ア) 体感型等設備に よる展示	施設機能（参考）として「五感を刺激するような体感型の設備」とありますが、ここでいう五感とは、視覚、聴覚、触覚、味覚、臭覚の五つでしょうか。また、常設展示ではない手法によって五感を刺激するものも含めてよろしいでしょうか。	当該展示は、視覚、聴覚、触覚による体験型の設備を常設するものを想定しています。常設展示であれば、味覚、臭覚に関する提案を妨げるものではありませんが、食品を扱う場合は、諸制限を満たすことが前提となります。
30	要求水準書	222	第2編	第6章	6.6.8	(1)既存施設の一部解体	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）p.41 No.2-209にて「粗大ごみ処理施設の解体後に露出するごみ焼却工場棟の開口は、壁などで塞ぐために必要な安全性の確保を行ってください」とあります。解体後に露出する開口の範囲と開口を塞ぐ意図をご教示ください。	「解体後に露出する開口」の範囲については、閲覧資料4に示す9通りM~Rまでの部分となります。開口は臭気の漏洩防止、車両等の転落防止のために塞ぐものであり、構造的に問題ない範囲で、既存東部環境センターと同等の意匠を想定しています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
31	要求水準書	234	第2編	第6章	6.7.2	許認可	仮設ランプウェイは独立した構造（別棟）とすることで、建築確認申請上の扱いは「増築」とならないようにし、既設ごみ焼却工場棟への遡及適用を回避すると理解していますがよろしいでしょうか。また建築指導課等との事前協議結果がありましたらご教示願います。	仮設ランプウェイ、計量棟、荷下棟については、別棟とした上で建築基準法第85条第5項の仮設許可を取ること、既設ごみ焼却工場棟への遡及適用はないことを前提に関係機関との協議を行っています。なお、仮設許可の後に計画通知が必要となります。より詳細な確認が必要な場合には、関係機関へ事前に連絡したうえで個別に相談してください。
32	要求水準書	235	第2編	第6章	6.7.4	プラットフォーム壁仕舞工事	「仮設ランプウェイの設置完了までの間の臭気対策として、ごみ焼却工場棟の建築通り芯L通り付近に仮設の壁を設置すること」とあります。施工上問題なく、また、臭気対策ができればL通りではなく、ランプウェイ設置面に近い⑨通りに壁もしくはシャッターを設置することでもよろしいでしょうか。	提案を可とします。なお、ランプウェイ設置完了時には、ランプウェイ接続部に夜間休日等における侵入防止・防犯対策を図れるものとして鋼製シャッターの設置が必須となります。また、防臭対策も行ってください。
33	要求水準書	249	第3編	第3章	3.6	適正処理	光化学スモッグについて、何か対策等は必要でしょうか。	光化学スモッグ注意報等に対して、施設として対策は行っていません。
34	要求水準書	253	第3篇	第4章	4.1	(1)ア	有害危険ごみの搬出に使用されたドラム缶・パレット、フレコンバックについては返却がされるものと考えてよろしいでしょうか。 (蛍光管破砕品：ドラム缶、水銀体温計：ドラム缶、スプレー缶：フレコンバック、乾電池：ドラム缶)	返却されません。
35	要求水準書					添付資料1 添付資料3	要求水準書の添付資料1「敷地平面図」や添付資料3「整備手順4」等に表示される工事範囲が、現地の敷地境界杭から予想される敷地境界線と多少の乖離があるように思われます。CAD図等で正確な敷地境界位置をご提示いただけないでしょうか。	敷地境界杭を正としてください。なお、敷地測量結果は、閲覧資料17として提示します。
36	閲覧資料8	—	—	—	—		排ガス測定結果を提示いただいておりますが、ごみ質分析結果など他の数値についてもご提示願います。	平成29年度の西部環境センター、東部環境センターの施設データ等を閲覧資料18、ごみ質分析結果を閲覧資料19として提示します。
37	落札者決定基準	8	2	(3)	イ	①資源化物の有効利用の確実性	焼却灰に含まれる金属類を資源化する場合、焼却灰は産業廃棄物の扱いになりますでしょうか。また、金属類の資源化後の焼却灰を施設に戻すことができますでしょうか。	本施設から排出される焼却灰は、一般廃棄物となります。また、資源化に際して、資源化施設での資源化後の焼却灰が、本市の焼却灰のみであることを特定することが困難であるため、施設に戻すことを不可とします。費用対効果に基づく、提案を行ってください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
38	落札者決定基準	8	2	(3)	イ	②最終処分量の最小化	最終処分場の延命策として、掘起し以外の提案をするうえで、制約条件あるいは提案不可と判断される内容がございましたらご教示願います。	掘起し以外の提案をする場合であっても、入札説明書P35、第7章8(7)の掘起し提案の場合の留意事項と同じ内容を前提としてください。 市内の既存ごみ処理施設から排出され、最終処分されている焼却灰等を資源化に切替る提案は認められません。
39	様式第17号-3-2(別紙2)	-	-	-	-	操炉計画	操炉計画表にて、下記の点をご確認願います。 ・日曜日もごみ搬入がある計画になっておりますが、搬入物をご教示願います。 ・月曜日の搬入量が少ない計画になっておりますが、実体に即していただけますでしょうか。 ・年末年始にごみの搬入がある計画になっておりますが、一般持込み分という認識で宜しいでしょうか。	様式第17号-3-2(別紙2)は、提案の条件を統一するためのものであり、注3及び注5のための参考数値となります。実態には即していません。
40	様式第17号-3-2(別紙2)	-	-	-	-	操炉計画	年間運転計画は、より売電量が多くなるよう3炉運転を増加させ、全炉停止回数を多くするような提案は可能でしょうか。	様式第17号-3-2(別紙2)は、提案の条件を統一するためのものです。確認事項の運転方法が、運営・維持管理を含め、総合的な判断により有効なものとして推奨するのであれば、提案してもよいが、発電量を多くするためだけの方策であれば、市としては望んでいません。
41	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	6	No. 1-33	-	-	飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案について	ご回答の通り「飛灰を資源化する場合は様式第17号3-3」にて提案する場合、様式第17号3-4の1つ目の審査の視点にある最終処分量の削減に対しては、対象物がいないため提案なしとなるのか、取扱いについてお考えをお聞かせください。また、様式第17号3-3と様式第17号3-4の指定枚数を変更していただけないでしょうか。	評価に関する内容は、回答できません。各様式の指定枚数は変更しません。各様式には、貴グループで適当と考える内容を判断して記載してください。
42	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	27	No. 2-109	-	-	ごみピット(5)ウ 有効容量	「投入扉に付属するシュート部の算定は、シュート下面とし、貯留時のごみの安息角を考慮した容量を除外」について、シュート部は、垂直ではなくシュート下面から安息角を考慮し、投入扉下面の水平線以下まで貯留するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	27	No. 2-115	-	-		押込送風機を他の騒音発生機器とまとめて同室内に設置しても構わないとのご回答ですが、必要に応じて作業環境を考慮した騒音対策をすることを前提に、騒音発生機器を炉室に設置する提案をしてもよろしいでしょうか。また、炉室に設置できない騒音発生機器の基準等がありましたら、ご教示ください。	騒音発生機器(押込送風機、誘引送風機、空気圧縮機、もえないごみ粗破砕機、高速回転破砕機)の炉室への設置は認められません。これらの機器以外については、要求水準書(P41)第2編第1章1.5.8(3)を参照してください。
44	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	28	No. 2-117	-	-	集じん灰移動コンベヤ(5)ア 系列ごとに設置	「ろ過式集じん器から貯留槽までは系列ごとに設置する」と記載がありますが、共通系のコンベヤを2系列設置する提案は可能でしょうか。	ろ過式集じん器から貯留槽までの搬送は、各系列個別または共通系コンベヤ2系列での提案を可とします。コンベヤの故障により全炉停止が生じないものとしてください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
45	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	28	No. 2-119	-	-	(5) エ 集じん灰貯留槽容量	実績に基づく柔軟な対応を本施設においても実現するために、飛灰の貯留容量は乾灰貯留+湿灰貯留の合計で8日分確保することをお認め頂けないでしょうか。	集じん灰貯留槽と飛灰処理物ピット又は飛灰処理物バンカの合計貯留日数は8日以上とします。ただし、集じん灰貯留槽の貯留日数は4日以上とします。飛灰処理物ピット又は飛灰処理物バンカの貯留日数は、土日の搬出がないことを見込んで設定してください。
46	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	28	No. 2-121	-	-	飛灰処理物ピット	飛灰ピットの貯留容量と同等の乾灰貯留槽を設けることで、メンテナンス性および作業環境の悪い飛灰ピットは設置しない提案をお認め頂けないでしょうか。	飛灰処理物ピットは、飛灰処理物バンカでの提案を可とします。
47	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	29	No. 2-123	-	-	(1) 形式	排水処理について、事業者の他施設における実績に基づき、生物処理が不要と判断した場合は、設置は不要としても宜しいでしょうか。	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) No. 2-123のとおりです。
48	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	52	No. 4-12	-	-	地域経済への貢献金額(定量評価)	地元雇用の本人支給額はプライバシー保護の観点からも社外への開示が困難のため、「賃金(平均年収)」のうち福利厚生費等の平均を除いた金額を本人支給額とみなす理解で宜しいでしょうか。	本人支給額とし、運営期間中に地域経済への貢献金額の達成状況を確認できる金額を計上してください。確認方法は、プライバシー保護に配慮したうえで、受注後の協議により決定します。
49	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	52	No. 4-13	-	-	地域経済への貢献金額(定量評価)	行き過ぎた行為の助長に繋がる恐れを回避するためにも、市内人材の雇用については定量評価及びペナルティの対象から外していただけませんか。	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) No. 4-13のとおりです。
50	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	55	No. 4-28	-	-	1) ⑤ 飛灰処理物	飛灰処理物量の「提案値」とは、環境影響評価用の諸元として提示する値という意味であり、提案書(様式第17号3-4(別紙1))で提案する値ではないという理解でよろしいでしょうか。	提案書(様式第17号3-4(別紙1))で提案する値と整合を取ってください。なお、環境影響評価関連資料は、市と環境影響評価準備書・評価書作成業務受託者が使用するものです。